

川西学童保育所の入所申込について

学童保育所は、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している1年生から6年生の児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るために設置される施設です。川西学童保育所の運営は、「社会福祉法人 飛鳥学院」に業務委託をしており、保育士や教諭免許などの資格をもったスタッフが児童の保育を行っています。利用をご希望の方は、役場福祉こども課まで申し込んでください。

申し込みについて

【申し込みできる方】

以下の条件を両方満たす児童

- ・川西小学校に通学している1年生から6年生までの児童
- ・保護者の就労等の理由により、昼間に保育を受けることが困難な児童
(ただし、児童の健全育成上入所が必要であると認める家庭の児童については、それ以外でも受け入れが可能です。)

※ 児童の状況についてお尋ねしますので、なるべく保護者の方が申込の際、窓口にお越しください。

【申込書類等】

- ① 放課後児童健全育成施設入所申請書（第1号様式）
- ② 保護者が昼間児童を保育できないことの証明書類（就労証明書、診断書等）
- ③ 情報照会及び情報提供に係る同意書
- ④ 放課後児童健全育成施設入所申込書 補助帳票
- ⑤ 口座振替依頼書（銀行届出印を押印のうえ、南都銀行へ提出ください）
- ⑥ 放課後児童健全育成施設保育料減免申請書（該当する方のみ。複数入所・児童扶養手当受給世帯・生活保護受給世帯・その他必要と認める方）

施設について

記載内容は令和5年11月現在のものです。令和6年度は変更になることがあります。

【概要】

| 施設名 | 所在地 | 募集定員 |
|---------|----------------------------|--------|
| 川西学童保育所 | 川西町結崎255番地（川西小学校地内） | 合計206名 |
| 未定 | 川西町結崎230番地の6（川西小学校と文化会館の間） | （予定） |

【電話】0745-43-2101

申込が募集定員を超過する場合、低学年児童等を優先的に入所決定します。

【開所時間】

| | 延長時間（午前） | 開所時間 | 終了時間 | 延長時間（午後） |
|--------|-------------|-------------|--------|-------------|
| 学校の授業日 | — | 放課後 | 午後 6 時 | 午後 7 時 |
| 土曜日 | 午前 8 時 | 午前 8 時 30 分 | 午後 6 時 | 午後 6 時 30 分 |
| 長期休暇時 | 午前 7 時 30 分 | 午前 8 時 30 分 | 午後 6 時 | 午後 7 時 |

※ 学校の授業がある日のお迎え、土曜日・長期休暇時の送迎は保護者の方が行ってください。

【休所日】

- ・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・8月14日から8月16日まで（多少前後することがあります。）
- ・12月29日から翌年の1月4日まで

【保育内容】

- ・健全で安全な遊びを通して生活指導を行う。
- ・自由な学習、読書、適当な運動などの機会を与える。
- ・学習の指導は行いません。

保育料について

【保育料額表（月額）】

- ・表の金額は、出席日数に関わらず月額固定で、一度納付された保育料は返還しません。
- ・一部利用は、4月・7月・8月・12月のみ表の金額をお支払いいただきます。
- ・兄弟姉妹複数入所の場合、より低学年の児童から順番に1人目・2人目と数えます。

| 区 分 | | 一 般 | 児童扶養手当 受給世帯 | 生活保護 受給世帯 |
|-------|-------|----------|----------------|--------------|
| 保育料 | 1人目 | 6,000円 | 2,000円※ | 0円※ |
| | 2人目以降 | 3,000円※ | 1,000円※ | 0円※ |
| 延長保育料 | | 1,000円/月 | 1,000円/月 | 1,000円/月 |
| おやつ代 | | 50円/日 | 50円/日 | 50円/日 |

「※」に該当する方は、別途申請が必要ですので申し出てください。

【納付方法】

保育料の納付は、金融機関からの口座振替となります。毎月10日（金融機関休業日の場合は、次の最初の営業日）にその月の保育料を指定口座から引き落としします。

※ 口座振替の取扱金融機関は、南都銀行の本支店のみとなります。

※ 延長保育料、おやつ代は、学童保育所に直接納付ください。

問い合わせ・申し込み先

川西町役場 福祉こども課 電話 0745-44-2631